

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課

介護事業者指導グループ

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

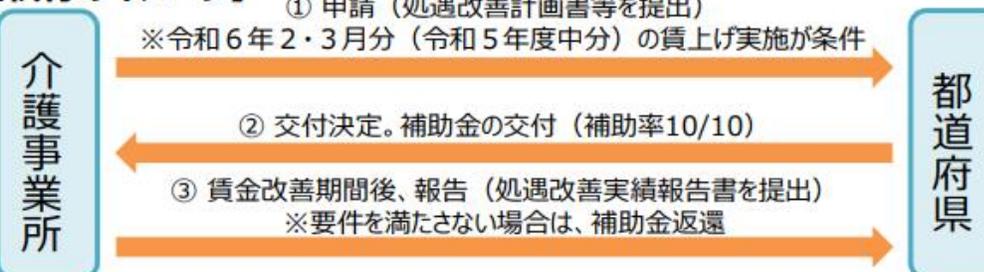
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。
- 介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- ◎ **対象期間** 令和6年2月～5月分の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う）
- ◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む）
 - ・ 上記かつ、令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金（※）の改善に使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。）
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 介護職員
 - ・ 事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

- ◎ **交付方法**

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払（国費10/10、約364億円（事務費含む））。
- ◎ **申請・交付スケジュール**
 - ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
 - ※ 事業者に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から受付、6月から交付することも想定。
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



1. スケジュール

令和6年4月15日

計画書提出

令和6年8月16日

第1回支払（令和6年2月・3月・4月分）

令和6年10月～

第2回支払（令和6年5月分・月遅れ請求相当分（2か月））

令和6年12月～（第2回支払いから2か月後）

実績報告書の提出

2. 実績報告について

- ・実績報告書は、下記厚生労働省ホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

(別紙様式3(実績報告書)[136KB])

- ・第2回支払日の目途が立った段階で、提出期限を改めてメールにより通知します。
※令和6年7月19日に当課から送信したメールが届いていない場合は、個別にお問い合わせください。
- ・なお、広島県では、国の定める様式を改変する予定はありませんので、お早めのご準備をお願いします。

実績報告書作成手順

- 法人ごとに作成
- 黄色いセルに基本情報を入力
- 記載内容は、計画書と同一

- 補助金の対象となっているサービスをすべて記載
- 広島県内に所在する事業所のみ

1 提出先に関する情報
令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の届出に係る提出先(事業所の所在地の都道府県)を選択してください。

提出先 **広島県** 補助金の計画書の提出先は都道府県です。処遇改善加算とは提出先が異なる場合があります。

2 基本情報
下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

法人名	フリガナ	イッパンシャダンホウジン マルマルカイ
	名称	一般社団法人 ●●会
法人住所	〒	739-0003
	住所1(番地・住居番号まで)	東広島市西条町●●1111
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	会長
	氏名	●●●●
法人番号		111111111111
書類作成担当者	フリガナ	マルマル マルマル
	氏名	●●●●
連絡先	電話番号	111-111-1111
	E-mail	abc@abc.co.jp

10桁の法人番号を入力してください(13桁の入力以外は受け付けません。)

10桁の事業所番号を入力してください(10桁の入力以外は受け付けません。)

地域密着型サービスや総合事業については、指定元の市町村を全て記載してください。その際、指定権者ごとに区別を付ける必要はありません。

加算対象事業所に関する情報(1の提出先に提出すべき事業所のみを記載)
 基本情報入力シート | 別紙様式3-1(補助金) | 別紙様式3-2(補助金)

3 加算対象事業所に関する情報(1の提出先に提出すべき事業所のみを記載)
下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式3-2(補助金)に反映されます。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	
			都道府県	市区町村			
1	3411111111	広島県	広島県	東広島市	●●ステーション	訪問介護	○
2	3422222222	広島県	広島県	東広島市	●●ステーション	訪問型サービス(総合事業)(独自(A2))	
3							
4							

10桁の入力以外は受け付けません。)

地域密着型サービスや総合事業については、指定元の市町村を全て記載してください。その際、指定権者ごとに区別を付ける必要はありません。

実績報告書作成手順

- サービスごと、月ごとの補助金の額は、国保連合会からの通知を確認してください
- 県からの補助金振込額と突合してください
- 2～3月分と、4～5月分を分けて記載してください

別紙様式3-2(補助金)		介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)						提出先	広島県
法人名	一般社団法人 ●●会						【記入上の注意】	・本表に記載する事業所は、処遇改善支援補助金 処遇改善計画書の別紙様式2-2(補助金)に記載した事業所と一致しなければならない。 ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。	
介護職員処遇改善支援補助金額の合計[円]		86,311							
うち、令和6年4・5月分の補助金の合計[円]		40,007						空欄の場合、先に「基本情報入力シート」を記入してください。	
介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	交付対象期間	介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年2～5月)[円]	うち、令和6年4・5月分の補助金の総額[円]	
		都道府県	市区町村						
1	3411111111	広島県	広島県 東広島市	●●ステーション	訪問介護	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	74,823	35,083	
2	3422222222	広島県	広島県 東広島市	●●ステーション	訪問型サービス(総合事業)(独自(A2))	令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)	11,488	4,924	
3						令和6年2月～令和6年5月(4ヶ月)			

実績報告書作成手順

- 賃金改善の所要額は、この補助金の交付を受けるために実施した賃金改善に要した実績額を記載してください（処遇改善加算とは区別すること）
- 4～5月分の補助金については、そのうち「基本給等（＝毎月支払う給与等）」により支払った金額を記載してください。
- この割合が66.7%を下回る場合、補助金の返還対象となります。
- 介護職員以外にも配分した場合は、介護職員と分けて記載してください。
- ベースアップの実施について、この補助金の交付を受けるために賃金改善を行った場合は、「実施した」に☑してください。
- ベースアップ率の計算方法は任意です。法人として説明できる計算式であれば、計算方法等は問いません。

2 実績報告について				
①介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年2～5月分)		86,311	円	
②賃金改善の所要額(令和6年2～5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)		87,500	円	←○
③基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)				
i) 介護職員処遇改善支援補助金の総額(令和6年4・5月分)		40,007	円	(89.98) % ←○
ii) 賃金改善の所要額(令和6年4・5月分)		43,500	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の所要額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)		36,000	円	
介護職員の賃金改善の所要額(参考)		43,500	円	
うち、基本給等による改善の所要額		36,000	円	(82.76) %
		(←月あたり 18,000 円)		
その他の職員の賃金改善の所要額(参考)		0	円	
うち、基本給等による改善の所要額		0	円	(0.00) %
		(←月あたり 0 円)		
④ベースアップの実施	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない	実施した場合、ベースアップ率 14.2%	実施していない場合、やむを得ない事情	
【記入上の注意】				
・本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。 ○ 補助金口座と賃金改善の総額が補助金口座の1割以上を占める				
基本情報入力シート		別紙様式3-1(補助金)	別紙様式3-2(補助金)	+

実績報告書作成手順

- ①イは、補助金の総額と一致します。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて		
①	令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額((ア)-(イ)) (②以上の額となること)	7,243,004 円 ←
	(ア)令和6年2月から5月の賃金の総額	7,329,315 円 ○
	(イ)令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金の総額	86,311 円
②	令和5年2月から5月の賃金総額	6,414,042 円 ←
【記入上の注意】		
・ 事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととし、調整の具体的な考え方について、以下の「備考欄」に記載することとする。また、令和5年3月以降に新設された事業所については、令和6年1月以前の適切な期間(4か月間)の賃金総額などの適切な金額を記載すること。		
備考欄		

- 記載もれがないようにしてください。

4 記載内容に虚偽がないこと等の誓約	
<input checked="" type="checkbox"/>	実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 6 年 12 月 1 日	法人名 一般社団法人●●会
代表者 職名 会長	氏名 ●●●●
【記入上の注意】	